

国立大学法人佐賀大学オープンアクセス方針実施要領

令和5年2月3日 策定

(趣旨)

1. 佐賀大学（以下「本学」という。）は、「佐賀大学憲章」に基づき、本学の研究成果を広く国内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

・佐賀大学オープンアクセス方針（以下「OA 方針」という。）は、教職員による自発的な研究成果発信を促すための大学組織全体による意思表示である。

・「オープンアクセス（以下「OA」という。）」とは、論文などの学術情報を、インターネットを介して、無料で誰もが自由に利用できるようにすることである。OA 方針を策定し、OA を推進することにより、次のような効果が期待される。

- ① 研究成果の利活用を促進することにより、分野を超えた新たな知見の創出や効率的な研究の推進に資するとともに、研究成果への理解促進や更なる普及が期待される。また、研究の透明性確保にも資する。
- ② Google や CiNii Research 等 を通して無料で論文の検索・利用が可能のため、雑誌に掲載された論文の注目度が上がり、引用される可能性が高まる。

・OA は、その性質上、グリーン OA とゴールド OA の2種類に大別できる。OA 方針は、「佐賀大学機関リポジトリ」（以下、「リポジトリ」という）に研究成果を登録することにより、グリーン OA の実現を目指すものである。

【グリーン OA】

機関リポジトリで、査読付き論文について、出版社版または出版社版に至る前の著者最終原稿を無料公開する方法。著者の経費負担なしに、有料雑誌の論文情報が公開される。

【ゴールド OA】

OA の学術雑誌に投稿する方法。投稿料を著者が負担する必要がある。

・airXiv や ResearchGate, 他大学等のリポジトリの利用によって OA が実現している研究成果についても、本学として責任を持って研究成果を保管し、長期的なアクセスを保証するという観点から、本学へ研究成果を提供することとする。また、出版社版がゴールド OA となっている研究成果については、リポジトリには書誌情報を登録し、出版社版の本文へのリンクを記述することとする。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された共著を含む研究成果（以下「研究成果」という。）を、佐賀大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- ・本方針により研究成果登録が義務となる「本学に在籍する教職員」とは、本学に所属し、e-Rad 研究者番号を持つ者とする。ただし、本学に所属し、e-Rad 研究者番号を持たないものについても、同様に研究成果を登録できるものとする。
- ・「共著を含む研究成果」とは、主著・共著にかかわらず、学外の研究者との共同研究成果も含めた研究成果を指す。
- ・リポジトリへの登録によって、研究成果の著作権が移転することはない。登録前の著作権者が著作権を保持する。

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

- ・著作権等のやむを得ない理由により、リポジトリによる公開が不適切であると教職員自身が判断した場合には、理由を付して申出を行う。ただし、出版者がリポジトリへの登録を許諾していないことを附属図書館が確認した場合は、適用例外の処理を附属図書館において代行する。

※ 著作権等のやむを得ない理由及び公開が不適切な場合の例

- ・共著者の合意が得られない場合
- ・研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合
- ・研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切な場合
- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・発行版と異なる版の公開を差し控えたい場合（アクセプト後に文章表現の校正が入った場合で、著者最終稿を修正して提出する作業が煩雑な場合を含む）

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

・OA方針の施行日（令和5年4月1日）以降に、出版された刊行物に適用する。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版をできるだけすみやかに本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「佐賀大学機関リポジトリ運用申し合わせ」に基づき取り扱う。

・研究成果の公表後、教員自身が電子メール等で附属図書館にできるだけすみやかに登録申請を行う。その後、附属図書館からの求めに応じて、リポジトリ登録が許諾される版を無償で附属図書館に送付する。出版社のポリシーにより公開禁止（エンバーゴ）期間が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留する。

なお、部局等が発行する紀要等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、附属図書館が一括登録する場合がある。

・著作権者への許諾確認及びリポジトリ掲載に際しての対応は次の表のとおりとする。

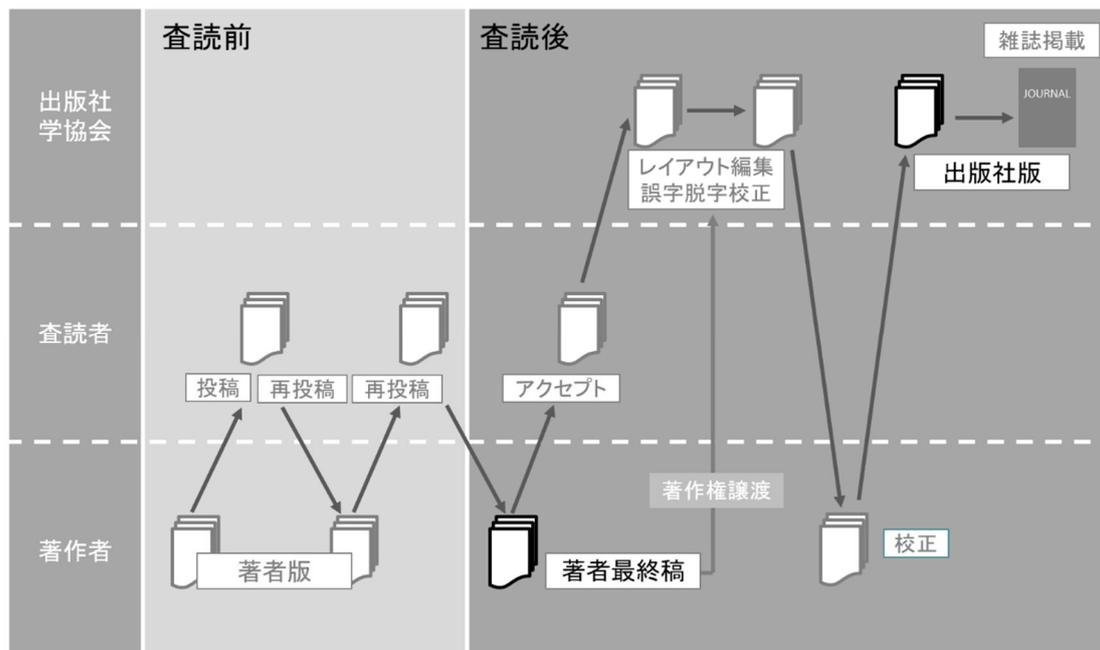
著作権者	許諾確認	リポジトリ掲載に際しての対応
出版社・学協会等 (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学協会等に著作権が移転している場合)	附属図書館が出版社・学協会に対して行う	出版社・学協会の許諾条件について確認した上で、適切な版の研究成果をリポジトリ登録する(※注1)。
著者(共著者なし) (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学会等に著作権が移転していない場合)	特に必要なし	特に必要なし
著者(共著者あり(※注2)) (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学会等に著作権が移転していない場合)	著者(申請者)が共著者に対して行う	共著者全員の合意が必要となるため、確認については、著者(申請者)が行う。なお、共著者の合意について文書を提出する必要はない

(※注1) 出版社・学協会等の許諾条件は、出版社等の Web サイトに著作権ポリシー等として記載されていることが多いが、これらのサイトによっても明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版社等と合意した著作権譲渡契約(Copyright Transfer Agreement)等について、附属図書館から著者に照会する。

(※注2) 学内の教員複数名が共著者になっている場合、代表1名による提供があればよい。

【リポジトリ登録が許諾される版】

リポジトリに登録が許諾される論文の版がどの版であるかは、各出版社・学協会の著作権ポリシーによる。著者最終稿である場合が比較的多いが、著作権ポリシーでリポジトリ登録が認められた版の提出が必要となる。



【著者最終稿】

アクセプトされる直前に著者が提出した原稿。

【出版社版】

本学で購入している電子ジャーナルについては、附属図書館で当該の版を入手し、リポジトリに登録する。入手できない場合は、著者からの提供を経て登録する。

【著作権ポリシーで著者に認められる権利（リポジトリ登録の可否）の例】

※ 同じ出版社でも雑誌タイトルにより条件は異なる。

- ・ 出版社 A：著者最終稿を公開可，エンバーゴ期間：1～4年
- ・ 出版社 B：所属機関において OA 化が要求されている場合に限り，著者最終稿を公開可，エンバーゴ期間：1年

【参考】

著作権ポリシーデータベース（各出版社・学協会の著作権ポリシーを確認できる）

SHERPA/RoMEO（海外出版社・学協会の場合）

<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo/>

- ・ 研究成果を提供する際のファイル形式は原則として PDF とする。PDF 以外のファイル形式で提供された場合は、附属図書館で変換する。

- ・本方針で公開義務対象となった研究成果以外の成果物，方針施行前の研究成果についても，「佐賀大学機関リポジトリ運用申し合わせ」で定められている登録対象資料に該当するものを，自発的に提供することで，OA化を促進する。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか，オープンアクセスに関し必要な事項は，関係者間で協議して定める。

- ・本項は，方針の実施に際し，学内関連部署や出版社等との調整が必要となる可能性を想定したものである。
- ・研究成果の取り扱いについて疑義が生じた場合は，OA方針及び本実施要領を優先する。方針及び本実施要領と「佐賀大学機関リポジトリ運用申し合わせ」の間に齟齬が生じる場合には，関係者間で協議して対応することとする。